

お客様各位

2023年2月8日

日本農薬株式会社

農薬登録のご連絡の件

首記の件、下記について登録されましたのでご連絡致します。

記

適用拡大 2023年2月8日付 (3件)

(1) 日農ロックス

登録第 22896 号

作物名の追加: そば/一年生雑草、は種後出芽前(雑草発生前)、100g/10a、全面土壌散布、1回

【変更後】

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量		本剤の 使用回数	使用方法	リニuronを 含む農薬の 総使用回数
			薬量	希釈水量			
そば	一年生雑草	は種後出芽前 (雑草発生前)	100g/10a	70~150 ℓ/10a	1回	全面土壌 散布	1回

* 注意事項の変更はありません。

(2) フジドーLフロアブル

登録第 23002 号

使用方法の追加: キャベツ/8倍(1.6ℓ/10a)、10倍(2.0ℓ/10a)、16倍(3.2ℓ/10a)

(無人航空機による散布)

レタス、非結球レタス/8倍(1.6ℓ/10a)、10倍(2.0ℓ/10a)、16倍(3.2ℓ/10a)

(無人航空機による散布)

だいこん/8倍(1.6ℓ/10a)、10倍(2.0ℓ/10a)、16倍(3.2ℓ/10a)

(無人航空機による散布)

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	銅を含む農薬の総使用回数						
キャベツ	黒腐病	500倍	100～300ℓ/10a	-	-	散布	-						
		8倍	1.6ℓ/10a			無人航空機による散布							
		10倍	2.0ℓ/10a										
		16倍	3.2ℓ/10a										
レタス 非結球レタス	軟腐病	500倍	100～300ℓ/10a			-		-	散布	-			
		8倍	1.6ℓ/10a						無人航空機による散布				
		10倍	2.0ℓ/10a										
		16倍	3.2ℓ/10a										
だいこん	黒斑細菌病 白さび病	500倍	100～300ℓ/10a						-		-	散布	-
		8倍	1.6ℓ/10a									無人航空機による散布	
		10倍	2.0ℓ/10a										
		16倍	3.2ℓ/10a										

【追加する注意事項】

- ・ 無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - ① 散布液調製後はできるだけ速やかに散布すること。
 - ② 散布は各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - ③ 散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ④ 散布中、薬液が漏れないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ⑤ 散布薬液の飛散によって動植物及び自動車の塗装やカーテンの塗装等へ影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑥ 散布終了後は次の事項を守ること。
 - a 使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。
 - b 機体散布装置は十分洗浄し薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
 - ⑦ 収穫間際の散布は収穫物に汚れを生じるおそれがあるので、注意すること。
- ・ 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

(3) Z ボルドー

登録第 24041 号

使用方法の追加: レタス、非結球レタス、だいこん、にんじん、キャベツ

/軟腐病(16倍、1.6~3.2ℓ/10a)、無人航空機による散布

だいこん/黒斑細菌病、白さび病(16倍、3.2ℓ/10a)、無人航空機による散布

にんじん/黒葉枯病(16倍、3.2ℓ/10a)、無人航空機による散布

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数 又は使用量	使用液量	使用 時期	本剤の 使用 回数	使用方法	銅を含む 農薬の 総使用回数
レタス 非結球レタス	軟腐病	16 倍	1.6~3.2ℓ/10a	—	—	無人航空機 による散布	—
	腐敗病	500~800 倍	100~300ℓ/10a			散布	
だいこん	軟腐病	16 倍	1.6~3.2ℓ/10a			無人航空機 による散布	
	黒斑細菌病	16 倍	3.2ℓ/10a				
	白さび病						
にんじん	軟腐病	16 倍	1.6~3.2ℓ/10a			無人航空機 による散布	
	黒葉枯病		3.2ℓ/10a				
			500~800 倍				
キャベツ	軟腐病、黒腐病	16 倍	1.6~3.2ℓ/10a			無人航空機 による散布	
		500~1000 倍	100~300ℓ/10a				
	斑点細菌病 べと病、黒斑細菌病	500 倍					

【変更する注意事項】

- ・ アスパラガスの無人航空機による散布に使用する場合、連用散布すると薬害を生じるおそれがあるので 3 回以上の散布はさけること。
- ・ 無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。
 - ① 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 沈殿が生じるおそれがあるため、散布薬液調製後は速やかに散布すること。
 - ④ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ⑤ 散布薬液の飛散によって自動車やカート外の塗装等に被害を生じるおそれがあるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑥ 散布終了後は次の項目を守ること。
 - a 使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。
 - b 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
 - ⑦ 薬液による汚れが生じるおそれがあるので、収穫期の散布では注意すること。
 - ⑧ ノズルに詰まりが生じるおそれがあるため、事前に散布適否を確認すること。

以上